

貴重品運搬警備業務委託仕様書

1 履行期間

令和7（2025）年4月1日～令和8（2026）年3月31日

2 履行場所

柏崎市日石町2番1号 柏崎市会計課

柏崎市駅前二丁目3番4号 株式会社第四北越銀行柏崎中央支店

3 業務の目的

公金等貴重品の運搬を円滑かつ安全に行うこと。

4 業務の内容

柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条に定める休日（以下「休日」という。）を除く日における柏崎市会計課、株式会社第四北越銀行柏崎中央支店間の公金等貴重品の運搬警備

5 従事者及び運搬車両の仕様

(1) 運搬警備担当者（以下「従事者」という。）の仕様

ア 従事者は、誠実かつ健康で責任感旺盛な真に職務の完遂に耐え得るものでなければならない。

イ 従事者は、受託者の定めた服装をもって職務を遂行すること。その際、写真入り身分証明書を携帯し、委託者の求めに応じていつでも提示しなければならない。

ウ 従事者は、運転員を含め常時2人以上とすること。

エ ウのいずれか一人は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務につき、同規則第4条に規定する1級又は2級の検定に合格した警備員であること。

オ 輸送物の運搬時だけでなく、積込み及び積卸し時においても適切な警備を行うこと。

(2) 運搬車両の仕様

受託者は、業務の遂行に当たり、以下を基本とした貴重品運搬警備業務に必要な構造及び装備を備えた特種用途自動車を使用しなければならない。

ア 独立した貨物室を持つこと。

イ 貨物室の窓は、鋼板又は鉄格子で閉鎖されていること。

ウ 特定の錠又は開錠装置を使用しなければ扉を開けられない施錠装置を持つこと。

エ 車体及び貨物室は、破壊に対し一定以上の時間に耐え得る能力を持つこと。

オ 防犯用の警備装置を持つこと。

カ 車両の盗難を防止する装置を持つこと。

6 運搬行程等

休日を除く日の13時から14時までの間において、次の行程で業務を行うものとする

る。

- (1) 柏崎市会計課において、荷物の受領
- (2) 株式会社第四北越銀行柏崎中央支店において、受領荷物の引渡し及び柏崎市会計課への引渡荷物の受領
- (3) 柏崎市会計課において、受領荷物の引渡し

7 警送品

- (1) 公金等貴重品を入れたバッグ1～2個程度を警送する。
- (2) バッグは、受託者が準備するものとし、錠を使用する。

8 その他

- (1) 業務の進め方

従事者が運転する受託者所有の車両にて本業務を遂行すること。なお、運搬時間内に履行場所以外には立ち寄らないこと。

- (2) 従事者の報告

本業務の従事者について、あらかじめ顔写真及び氏名を書面で委託者に報告すること。なお、従事者に変更が生じた場合は、その旨を速やかに委託者に書面で報告すること。

- (3) 緊急時対応

ア 受託者は、常に不測の事態に対処できる体制を保持するものとする。

イ 災害等不測の事態に起因する本業務の著しい遅延又は遂行困難により委託者の業務に支障が予測される場合は、速やかに委託者、受託者双方協議の上、措置を定めるものとする。

ウ 委託者及び受託者は、業務遂行に当たり事故の生ずるおそれがあること又は事故の生じたことを知った場合には、遅滞なく運搬品の安全確保に必要な緊急措置を採ると同時に、相互に情報を共有し、協力して事態の収拾を図るものとする。

エ 受託者は、不測の事態が発生した場合は、事態の収拾を図った後、速やかに委託者に詳細な報告書を提出するものとする。

- (4) 保険の加入等

受託者は、警送において取り扱う現金等の最大金額（以下「最大金額」という）を補償する損害保険に加入し、業務履行中に生じた損害について賠償できるように備えること。なお、警送において取り扱う現金等の最大金額は、委託者が別に提供すること。

- (5) 緊急連絡先の通知

委託者及び受託者は、互いに緊急連絡先を事前に通知すること。

- (6) 疑義の解釈

本業務について本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者の双方協議を行い、業務を実施すること。